

小規模修繕希望者登録を申請される方へ

1. 目的

この登録は、岩内町が発注する小規模な修繕について、競争入札参加資格審査申請を行うことが困難な町内の小規模業者のもので、登録をすることにより、受注機会の拡大を図ることを目的としています。

2. 登録できる方

次の要件を満たす方が登録できます。建設業の許可の有無、経営組織の形態、従業員数は問いません。

- (1) 法人は岩内町内に主たる事業所（本社）を有する法人、個人は岩内町内に住民登録がある方
- (2) 建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていない方
- (3) 成年被後見人、被保佐人及び破産者でない方
- (4) 岩内町が課税する町税等（国民健康保険税を含む）を滞納していない方
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請をされていない方

3. 対象となる修繕

1 件の見積額が10万円を超えない修繕で、その内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められるものです。

4. 登録（申請）の方法

- (1) 小規模修繕希望者登録申請書（別記様式第1号）は令和5年1月6日から建設経済部建設課事務係で配布するほか、岩内町公式ホームページからダウンロードすることもできます。
- (2) 登録を希望する方は、つぎの書類を建設経済部建設課事務係に提出してください。
 - ア 小規模修繕希望者登録申請書
 - イ 法人の場合 登記事項証明書又はその写し
個人の場合 代表者の身分証明書又はその写し
※身分証明書は本籍のある市町村の戸籍窓口で交付しています
 - ウ 納税証明書 直近1年分（岩内町が課税する町税等（国民健康保険税を含む）を滞納していないことの証明）
※法人の場合は、法人町民税、固定資産税等の外、代表者個人に課税された税を含みます。
※町税等納税状況照会の同意書を提出してください。（用紙は配布又はダウンロード）
 - エ 暴力団との関わりない旨の誓約書（用紙は任意又はダウンロード）

※イ、ウの証明書は、いずれも申請時点で3ヶ月以内に発行されたものとします。

5. 登録期間

- (1) 令和5年2月中に申請した方
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 令和5年3月1日以降に申請した方
登録決定をした日の翌月1日から令和7年3月31日まで

6. 登録者名簿の取扱い

登録者名簿は、岩内町役場内に周知し、町が小規模な修繕を発注する際の選定の対象として、積極的に活用することとしています。ただし、修繕の発注を約束するものではありません。

また、登録制度の透明性を図る観点から、必要な場合は登録名簿を一般に公開する場合もありますので、予めご承知の上申請してください。

7. 登録内容に変更が生じた場合

登録事項に変更等が生じた場合は、遅滞なく小規模修繕希望者登録変更届（別記様式第2号）を提出してください。

8. 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがあります。

- (1) 上記2「登録できる方」の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 破産したとき。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、その他関係法令の規定に違反する行為があったとき。
- (4) 履行に関し、不正又は不誠実な行為があったとき。

9. 問い合わせ

この制度に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

建設経済部 建設課 事務係 電話 67-7097（直通）